

審 議 結 果 速 報

(令和8年6月29日)

陳 情 8 年 教 育 第 1 1 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和8年6月定例会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－11 (R8.5.29)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択について	不採択 (R8.6.29)

▶陳情事項

鳥取県議会として、以下の事項を国の関係機関に要請すること。

- 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
- 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

▶所管委員長報告（R8.6.29本会議）会議録暫定版

高等学校における少人数学級の実現に向けた定数改善、また、教職員の多忙解消に向けた小学校での専科指導教員の充実やスクールカウンセラー等の専門職種の基礎定数化等、様々な教育課程に対応する加配定数の維持・拡充、働き方改革の推進に向けた財政措置について、既に国に要望を行っていること、さらに、令和7年度からの教職員調整額の段階的引上げなど、職務や勤務の状況に応じた処遇改善を実施してきていること、以上のことから、県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定しました。

▶陳情理由

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等の改正を受け、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準に引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められるが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情する。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

6/9 常任委員会資料

教育委員会（教育人材開発課）

【現 状】

- 1 高等学校における少人数学級については、全国知事会及び全国都道府県教育委員会連合会から定数改善の要望を行っているが、国で議論されているという情報は把握していない。
- 2 及び3 令和8年度予算において、令和8年3月31日に成立した「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」に基づく中学校35人学級への定数改善や養護教諭の配置充実、令和7年度予算の財務大臣・文部科学大臣折衝で合意された、小学校教科担任制の計画的な推進や生徒指導担当教師の配置充実などに係る新たな「定数改善計画（令和8年度～10年度）」を策定している。
- 4 令和7年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、教職調整額を令和7年度から12年度にかけて毎年1%ずつ引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、職務や勤務の状況に応じた処遇改善を行っている。
- 5 学校における働き方改革の推進については、全国知事会及び全国都道府県教育委員会連合会から教育環境の充実に向けた十分な財政措置について要望を行っている。

【県の取組状況】

- 1 専門学科を中心に1学級の生徒数を38人以下としているところであるが、令和6年3月策定の「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）」に基づき、少人数学級の実施について、その効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めることとしている。
- 2 学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化、多様化する中、学校現場における教職員の働き方改革に取り組むことで多忙解消及び負担軽減を図り、教職員が一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、小学校専科指導加配の充実及び看護師やスクールカウンセラーなどの専門的職種の基礎定数化など、国への要望を行っているところである。
- 3 国の教職員定数の改善に伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うことについて、国に要望を行っている。
- 4 国の法改正及び人事委員会勧告を踏まえ、令和7年度より教職調整額の段階的引き上げや給与の改定を行い、令和8年度当初の新規採用者の初任給を令和7年度当初と比較して約13,000円引き上げている。また、新規採用教員には先輩教員・サポート教員がチームを組んだ「とっとりメンター方式」による人材育成を行うほか、チーム担任制の一員や教科担任として配置するなど、新規採用教員の円滑な入職と安心して勤務できる環境整備を図っている。
- 5 令和8年4月に県教育委員会が策定した「学校業務カイゼンプランX」により、教員業務支援員や部活動指導員の配置、学校及び教員が担う業務の最適化、ICTや生成AIの活用による校務DXの推進等の各種取組を通じ、県立学校における働き方改革を推進していく。